

法学政治学研究科早期修了を希望する学生の登録要件及び登録手続に関する要領

制 定 2025年2月19日
法学政治学研究科教授会

(趣旨)

第1条 この要領は、法学政治学研究科早期修了に関する内規（以下「内規」という。）第3条第2項に規定する要件に関し必要な事項を定める。

(早期修了希望者の審査)

第2条 法学政治学研究科（以下「本研究科」という。）において早期修了を希望する者（以下「早期修了希望者」という。）は、3年次後期終了時において、在籍する成蹊大学法学部（以下「学部」という。）3年次後期の所定の期間に本研究科所定の志願書及び研究指導を希望する本研究科の指導担当資格を有する者（以下「指導教授候補者」という。）の推薦書を提出するものとする。

2 早期修了希望者は、事前に指導教授候補者に研究指導を希望する意向を示し、許可を得ることとする。

3 研究科長は、第1項の提出を受けたときは、学部に当該早期修了希望者の審査を要請する。

4 早期修了を希望し、学部4年次から本研究科の授業科目を履修することができる者は、次に掲げるすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 本研究科への入学を強く希望していること。

(2) 学部3年次終了時の修得済単位数が120単位以上であり、かつ、学部3年次の評定平均値（以下「GPA」という。）又は学部1年次から3年次までの通算のGPAが3.2以上であること。

5 学部長が指名した第3項の審査の担当者は、提出された志願書及び推薦書の審査を行い、当該審査結果を学部長に報告する。

6 学部長は、当該審査結果を学部教授会の議を経て、研究科長に報告する。

7 研究科長は、前項の審査結果を本研究科教授会（以下「研究科教授会」という。）に報告する。

(指導教授の承認)

第3条 早期修了希望者が前条の審査に合格した場合は、研究科長は、研究科教授会の議を経て、指導教授候補者を当該早期修了希望者の指導教授として承認する。

(対象授業科目)

第4条 第2条により審査に合格した者（以下「審査合格者」という。）が履修することができる本研究科の授業科目は、次のとおりとする。

(1) 法律学専攻を志願した場合 成蹊大学大学院法学政治学研究科規則（以下「研究科規則」という。）別表第1項第1号に定める授業科目（「研究指導Ⅱ」を除く。）

(2) 政治学専攻を志願した場合 研究科規則別表第2項第1号に定める授業科目(「研究指導Ⅱ」を除く。)

(授業科目の履修)

第5条 審査合格者は、学部4年次前期の履修登録期間に、指導教授の指導を経て、前条の授業科目のうちから、16単位以上(研究科規則別表第1項第1号イに定める「研究指導Ⅰ」(以下「法律学専攻の研究指導Ⅰ」という。)又は研究科規則別表第2項第1号イに定める「研究指導Ⅰ」(以下「政治学専攻の研究指導Ⅰ」という。)の修得単位を含む。)を修得できるように履修登録を行わなければならない。

2 前条の授業科目により修得した単位は、研究科規則第3条の2の規定により取り扱うものとし、学部の卒業に必要な修得単位数には含めない。

3 研究科長は、研究科教授会の議を経て、早期修了希望者の履修を許可する。

(本研究科への出願)

第6条 審査合格者の本研究科への出願期間は、内部推薦入試(第1期)と同期間とする。

2 出願書類は、博士前期課程入学試験要項に定める書類とする。

(研究状況の確認)

第7条 指導教授は、学部4年次前期終了時において当該学生の研究状況を確認し、当該確認結果を学部長及び研究科長に報告する。

2 研究科長は、審査合格者が十分な研究能力を備えていないと判断した場合は、研究科教授会の議を経て、本研究科授業科目の履修の許可を取り消すことができる。

(早期修了希望の登録)

第8条 審査合格者は、次に掲げるすべての要件を満たすことで、本研究科入学後に内規第3条第1項の登録を行うことができる。

(1) 「法律学専攻の研究指導Ⅰ」又は「政治学専攻の研究指導Ⅰ」の成績評価がS又はAであること。

(2) 学部在籍時に履修したすべての本研究科の授業科目のGPAが3.2以上であり、かつ、第4条の授業科目のうち、16単位以上(「法律学専攻の研究指導Ⅰ」又は「政治学専攻の研究指導Ⅰ」の修得単位を含む。)を修得していること。

2 審査合格者が所属する予定の専攻主任は、前項の登録要件の確認を行い、研究科長に報告する。

3 研究科長は、研究科教授会の議を経て、当該学生の早期修了希望登録を承認する。

(審査合格の取消し)

第9条 審査合格者は、所定の願出を提出することにより、当該合格に係るすべての手続を取り消すことができる。

(要領の改廃)

第10条 この要領の改廃は、研究科教授会の議を経て、研究科長が行う。

附 則 (2025年2月19日制定)

この要領は、2026年4月1日から施行する。

(参考) 早期修了希望登録までの流れ

時期	学生	指導教授 候補者	指導教授	学部	研究科
3年次後期 終了	・指導教授候補 者からの許可 ・志願書、推薦 書の提出	推薦書の作成		審査	報告了承
4年次4月	履修の登録、 開始		履修指導		指導教授・履修 科目の承認
4年次前期	研究科出願、 入試				入試結果承認、 面接・審査
大学院入学後	早期修了 希望登録				登録承認